

宗教団体の内部紛争に関する訴訟の構造と審判権の範囲

伊藤 眞

(二橋大学)

私は元来、民事訴訟法の研究をいたしております、宗教法について、詳しく研究をしているわけではございません。たまたま昨年「蓮華寺上告審判決」に接しまして、本日のシンポジウムのテーマの問題について考え、自分の考え方を発表する機会がございまして、それがきっかけで本日、学会の会員ではないにもかかわらず、シンポジウムで報告の機会を与えていただくという、大変光栄な次第になったわけでございます。

私は、「宗教団体の内部紛争に関する訴訟の構造と審判権の範囲」というテーマで、これからご報告をさせていただきます。本日本日お配りしましたB四判の「宗教団体の内部紛争に関する訴訟の構造と審判権の範囲」、一月二四日、宗教学会シンポジウム、伊藤眞」と書いてございます目次に沿って、これからお話をさせていただきます。

まず「はじめに」というところですが、本日のテーマたる、宗教団体の内部紛争と司法権とのかかわりに関しては、すでに本日午前中に、桐谷、大野両先生の報告でも詳細に触れましたように、近時、判例あるいは学説が激しく対立しているところでございます。いろいろな検討の視点があるかと存じますが、私といたしましては、民事訴訟における事実認定に関する基本原則に照らして、訴訟の構造を分析し、内部紛争に対する裁判所の

かかわり方のあるべき姿を考えてみたいと思います。

午前中に詳細な内容のご報告がございましたが、「蓮華寺上告審判決」後にも何人かの民事訴訟法学者の詳細な論文が発表されておりますし、また私自身は去年の『判例タイムズ』の七一〇号に論文を発表しましたが、その内容についても、改めて考え直した点も多いわけでございます。いずれにいたしましたとしても、先ほど申しましたような基本的視点からの報告を申し上げてみたいと思います。もとより本日の報告も完全なものとは思われませんので、後ほどの討論の中で諸先生からのご教示を待ちたいと存じます。

なお、本日のテーマに関する問題は、多岐にわたりまして、たとえば訴訟物たり得るものが宗教法人上の代表役員などの法律上の地位、あるいは寺院、建物の明渡請求権などの法律上の権利に限定されるのか、それともそれらの法律上の地位、あるいは権利の前提となっている宗教上の地位をも含むのかというような問題もございます。

判例につきましては、最高裁の昭和五五年一月一日判決、いわゆる種徳寺事件上告審判決以来、宗教上の地位が訴訟物となっている場合には、法律上の争訟の範囲に含まれないという考え方が採られており、多数の学説もそれを支持しているようにございます。

しかし、私は確認訴訟の対象一般に関する近時の判例、学説の発展を前提といたしますと、宗教上の地位が種々の法律効果の前提となっている場合には、紛争の抜本的な解決という視点から、その地位自体を訴訟物として確認訴訟などを提起することも許されるのではないかと考えており、同様の考え方をとる論者も少なくはないと思います。しかし、本日の報告では、時間も制約されておりますので、この問題は省略させていただきます。次の点に検討の対象を限定させていただきたいと存じます。

すなわち、代表役員の地位、あるいは明渡請求権等の法律上の地位、権利が訴訟物とされまして、その前提として宗教上の地位が争われている場合、宗教上の地位の得喪の要件事実とされている事実について、いかなる範圍で裁判所の審判権が及ぶかという問題でございます。

一般的、抽象的に問題を論じるよりも、前の二先生のご報告の中でも取り上げられ、かつ、会場の先生方もよくご承知の「蓮華寺事件」を念頭に置いて議論を進めることといたします。ただ、あくまでこれは議論の材料をそこに求めるということとして、本日の私の報告は、特に蓮華寺事件上告審判決に対する直接的な批判を目的としているわけではございませんので、その点、あらかじめお断りをさせていただきます。

さて、次に第二章の「法律上の争訟の意味」というところに入らせていただきます。法律上の争訟性が認められるかどうかの基準として、従来の判例、あるいは学説は、訴訟物が法律上の権利義務に属するものかどうかということと、攻撃防御方法が法令の適用に適するものかどうか、という一つの基準を立ててきたように思います。

第一の基準に関して申しますと、審判を求められている訴訟物が法律上の権利義務ないしはそれと同視される地位である場合には、裁判所は、憲法上保障された国民の裁判を受ける権利という視点から、本案判決を拒絶してはならないということになろうかと存じます。

それから、第二の基準、つまり攻撃防御方法が法令の適用に適するものかどうかという基準については、次のようなことが言えるのではないかと思います。当事者から提出されている訴訟上の攻撃防御方法について、法令を適用して判断するためには、法令適用の要件とされている事実を認定し、それについて法令を適用することが必要になるわけです。裁判所が事実を認定するためには、当事者が主張する事実について、提出された証拠に対

する証拠調べを実施し、その結果として得られた証拠資料に経験則を適用して、主張事実の存在について心証を形成するという過程をとるものと思われます。事実の存在について合理的に疑いを入れない程度の心証を裁判官が形成することができれば、その事実の存在が認定されますし、その程度の心証にまで至らなければ、立証責任の原則に従った判断がなされる。これが民事訴訟における事実認定の一般原則だということになります。ところが、宗教団体の内部紛争から発する訴訟について、この原則を適用した場合に、次のような問題が生じることになります。

法律上の地位、すなわち代表役員であるとか、あるいは明渡請求権などの法律上の地位、あるいは権利の前提問題としての宗教上の地位の取得、喪失、得喪に関しては、適用すべき法規は何かということになるわけですが、中心的なものとしては、宗教団体内部の規則、いわゆる宗規などと呼ばれている場合が多いかと存じますが、そういうものが法規になろうかと思えます。

それを法規と解した問題に、たとえば「蓮華寺事件」のように懲戒処分の問題になっている場合ですと、一般的にいえば、「有効な懲戒処分が存在すること」というのが、要件事実すなわち裁判所がその事実を認定して法規を適用すべきことになるかと思えます。それをさらにもう少し具体的に分解しますと、懲戒権者の懲戒権限の存在とか、懲戒事由の存在などが要件事実だということになって、処分の効力を主張する側にその立証が求められることになります。

ところが、これらの要件事実該当するものとして主張される具体的な事実が、たとえば法主就任の事実であるとか、あるいは団体の教義に反して異説を唱えた事実など、宗教上の教義に密接に関連する事実であることが多いわけです。

そうなりますと、この種の事実に関しては、その立証のための証拠収集が可能であるか、仮に可能であるとしても、その証拠について実質的な証拠力の評価をしたり、あるいは認定される間接事実から主要事実を推認する際に適用される経験則というものを、裁判所が発見することができるかどうか。さらに、そういった問題があつて、当該要件事実に関する事実認定が困難、あるいは不可能であるような場合には、先に述べたように立証責任に従つた判断をすべきものなのか。それとも団体の自律権などを根拠にして、後に私自身の考えとして申し上げるような立証主題の変更を認めることができるかどうかといった問題があり、本日の報告の本体はその辺りに置いてみたいと存じます。

次に、第三章の「宗教上の教義に関する事項と経験則」に進みまして、その一として、事実認定の一般原則について説明申し上げます。前に述べたところとやや重複することになりますが、裁判官が事実認定を行うに際しては、提出された証拠が証明されるべき事実との関係で、どの程度の証明力を持っているかという評価、あるいは証拠に基づいて認定される間接事実から主要事実を推認する過程のいずれの場面においても、経験則の適用が不可欠になるわけでございます。

経験則としては、一般人が常識として備えているようなものもありますし、また科学法則のように、高度に専門的なものまでが含まれることとなります。一般人が常識として備えている程度の経験則については、裁判官自身の常識として当事者による立証を待つまでもなく、経験則を発見、適用していいこととなりますが、高度に専門的な経験則のような場合に関しては、裁判官自身が、それを知識として持っていることは期待できないわけですし、たとえば鑑定といった証拠方法を採用することによって経験則を認定し、事実認定に適用するといふ形になるのが通常でございます。

それでは、少し一般的なお話をいたしました。本題に戻りまして、宗教団体の構成員の特定の言動あるいは行動が、当該団体の教義に反するかどうかといった事実、あるいは先ほど申しました法主就任の前提事実たる血脈相承というような事実を判断する前提として、たとえば当該団体の教義がいかなる内容のものであるか、あるいは宗教上の秘伝である血脈相承の内容、形式はいかなるものであるかということについて、特別な経験則として、鑑定を利用して事実認定をするといったことは可能でありましょうか。私はそれはやはり不可能であると考えます。その理由は、以下のようなこととなります。

それは、二の「宗教上の教義と経験則」に入ることになりますが、科学上の専門法則などの例に見られますように、鑑定方法によって、特別な経験則を裁判官の知見として補充する場合でも、その経験則を採用するかどうかの最終的な判断は裁判官の判断に委ねられております。たとえば同一事象について適用される相対立する二つの経験則の存在が鑑定人によって明らかにされた場合に、裁判官としては、そのいずれが妥当なものであるかを最終的には自己の責任で判断する権限と責任を負っていることとなります。科学的経験則については、たとえそれがいかに特別なものであっても、裁判官がその妥当性について右の責任と権限を果たし得るという前提があると私は思います。

それでは、宗教上の教義に関する事実の場合はどうでしょうか。この場合に仮に鑑定などの方法によって、当該団体の教義などに関する事項を特別の経験則として補充をするということを考えてみましても、その場合の経験則は、当該宗教団体における信仰と結び付いているものでございます。したがって、たとえ鑑定などの方法によって裁判官が、特別な経験則の存在を知り得たとしても、裁判官がその妥当性について、最終的に自分自身の権限と責任で判断するためには、経験則の前提になっている信仰を理解し、その信仰の中に自分自身が没入する

必要があり、それがなければその妥当性について判断ができないことになります。

しかし、このようなことは裁判官個人の信教の自由にも反することにもなりますし、また裁判の名によって国家が宗教に介入をする結果にもなるでしょう。したがって、たとえ鑑定などの方法をとるにしても、裁判官がある宗教団体内部の教義に関する経験則などを採用して、教義に関する具体的な事実を認定することは不可能と言わざるを得ません。

その辺りは、説明の仕方をどうするかは別にして、あまり異論はないところだと思います。このように考えますと、適用を主張されている法規の要件事実が、宗教上の教義にかかるときは、裁判所は証拠と経験則に基づいてその認定を行うことは不可能になります。その先で考え方が分かれてくるわけです。では、その場合の処理として、「板曼陀羅判決」や「蓮華寺上告審判決」のように、法律上の争訟性を否定して、訴え却下の訴訟判決を行うか、それとも当該要件事実についての立証責任が果たされなかったものとして、事実の存在を否定し、本案判決を行うかの選択があるわけです。後者は、「板曼陀羅判決」における寺田裁判官の少数意見とか、最近では、後に紹介いたします、大阪大学の中野貞一郎博士の発表された論文などに現れている考え方で、

しかし、本日の午前中の両先生のご報告にもございましたが、いずれの考え方によっても、紛争の解決がもたらされず、かえって自力救済の危険などの紛争の激化が予想されるとすれば、第三の考え方の可能性を探る必要があるかと存じます。

第三の考え方としましては、私の理解するところで二つの考え方があると思います。その一つが、目次の第四章にあります、「間接事実からの推認」という考え方です。蓮華寺事件、あるいは同種の一連の事件を見ますと、ある宗教団体の内部で懲戒処分がなされ、その処分を前提として、一定の法律効果、たとえば寺院についての占

有権原の喪失が主張される場合に、明渡しなどを求める原告が、いかなる事実について立証責任を負うかに関しては、多少考え方の相違が見られるところであります。憲法二一条が保障する団体自律権を根拠として、懲戒処分が事実として存在することさえ、原告が主張立証しますと、処分権限の不存在とか、あるいは処分事由の不存在などは、処分の無効事由として被告側で主張立証すべきであるという立場もごさいます。その趣旨の下級審判例もありますし、またそれを支持する論者もあるようです。

これに対して、たとえば蓮華寺の第一審の裁判所などの考え方は、法律上の権利の発生の前提となっている以上、懲戒処分の効力を主張する側が、処分権限があったこと、あるいは処分事由が存在したことなどについて、立証責任を負うという一般原則に従うべきだと言っているように思いますし、また私の理解するところでは、そういう考え方が大多数の下級審判例の考え方ではなからうかと思えます。

このような考え方、つまり懲戒処分の効力を主張する側が、処分権限や処分事由の存在などについて、主張立証しなければいけないという考え方を前提にして、かつ、争点が宗教上の教義にかかる場合でも、なお立証責任が果たされたとして、処分の有効性を認める可能性があるのかを考えてみたいと思います。

蓮華寺事件第一審判決は、すでにご承知のように、いま申しましたような立証責任の基本的な考え方に立ちながらも、なお処分権限の立証がされたものとして取り扱っております。第一審判決では、処分権限取得の前提事実としての血脈相承は、宗教上の教義にかかわるものであるとしつつも、次期法主の選定行為としての血脈相承は、宗教上の儀式としての社会的事実としての側面を有するといえます。「血脈相承の内容および方法は、宗教上の秘儀であって、証拠によって明らかにすることはできない」としながらも、先ほどご紹介がありましたような、いくつかの間接事実に基づいて血脈相承の儀式が行われたことが推認され得るとしてされています。

この第一審の考え方を支持する論者としては、たとえば蓮華寺上告審判決について、竹下守夫教授が、民商法雑誌の一〇二巻三三〇一〇五頁に判例批評を書かれております。また、同教授は、書記官研修所報の三六号の一頁に同様内容の論文を発表されております。竹下教授の考え方は、第一審判決の説くところを理論的に整理をして、次のように述べているわけでございます。すなわち、血脈相承というのは、宗教上の秘伝、秘儀であるから、これを直接証拠によって証明することは不可能ないし困難である。しかし、そのことはこの行為が民事訴訟手続において証明の対象となること自体を否定することにはならない。前法主の遷化当時の状況とか、あるいは血脈相承を受けたと称する者が、団体内部で有する信望の程度、あるいは対立候補の存否、血脈相承が争われるに至った動機など間接事実の証明がなされることによって、立証主題たる血脈相承の事実について、裁判所が心証を得ることが可能だという整理をされており、ご自身の主張ともされているわけです。

血脈相承のように、本来的に宗教上の教義にかかわる事実について、それが法律上の権利義務の要件事実ともなっている場合、その事実の社会的側面を捉えて、社会的、歴史の間接事実の積み重ねによって証明を可能にするという考え方に説得力があることは否定できないところかと思えます。民事訴訟においては、立証主題たる事実の証明度については、事実認定の責任を負っている裁判官が、その事実の存在について、合理的に疑いを入れない程度の心証を得ることが要求されると言われておりますけれども、右に述べたような間接事実の積み重ねによって、この程度の心証に達すれば、宗教上の教義にかかる行為であっても、その社会的事実としての側面については、証明されたものとして取り扱うことができることになるからです。

一面では、処分権限の取得について、本来の立証主題たる宗教上の地位の取得の立証を要求し、他面でその立証方法としては、当該地位の取得が団体内部で承認をされていることを示す諸事実を間接事実とする立証方法を

認める。そのことよって宗教上の教義に関する事項についての事実認定の困難性、あるいは不可能性を回避し、また結果的には団体内部で血脈相承等が承認をされているという、間接事実を認定の基準とすることによって、団体の自律権を尊重するという考え方は、立証責任の一般原則と宗教団体の自律権を調和させるものとして巧妙な解決策と言えましょう。

しかし、それにもかかわらず、私はこの考え方に對して全面的に賛成をすることはできません。それが三の「立証主題は何か」の説明です。たとえば、この点については、先ほど申し上げました大阪大学の中野貞一郎博士が、最近の論文に書いておられます。中野博士は、昨年蓮華寺の第一審判決について『判例タイムズ』の七〇四号七六頁に「判例批評」という形で見解を示されると同時に、つい最近『民商法雑誌』一〇三巻一号に論文を書かれ、重ねてご自身の見解を表明されておりますが、その論文の中で次のような点を指摘されておられます。それは直接には、いまご紹介いたしました「蓮華寺事件」第一審判決や、竹下教授の考え方に對する批判として言われているところですが、教義に立ち入ることなく、審理、判断できる事実的側面だけの認定をもって、処分者側が純宗教的な秘技、秘儀として主張している血脈相承という事実が認定されたことになるかどうか疑問である。またその選定行為の事実的側面には、選定についての規則、たとえば団体内部の宗規などの適用があるのかどうかという問題を指摘されておられます。

私は、この点は核心を突いた批判ではないかと思えます。確かに民事訴訟においては、ある要件事実について、直接証拠による証明が困難な場合に、それに代えていくつかの間接事実を証明し、それに經驗則を適用することによって、主要事実の推認を行うという証明の方法が用いられること自体は問題がないし、むしろ立証の具体的な場面ではそういう形での立証の方法が多用されます。

そのことを念頭に置きますと、血脈相承という要件事実を団体内部においてそれが承認されているなどの間接事実から、推認することも合理的であるように見えます。

しかし、もう一度原点に戻って考えますと、たとえ間接事実に基づく証明の場合でも、立証主題たる事実の内容は、裁判官に明確になつていなければいけません。過失の具体的な内容である行為の注意義務違反とか、因果関係の内容である原因事実と結果事実との関係について、それが何を意味するのかということが、裁判官にとつてあらかじめ明確になっているわけですし、したがって、いくつかの間接事実が証明された段階で経験則の適用によつて、過失や因果関係などの事実が証明されたかどうかについて、裁判官が心証を形成し得るということになります。

仮に裁判官が、過失や因果関係などの事実が、具体的にいかなる事実を意味するのかを理解していないとすれば、いかに間接事実が立証されたとしても、その過失や因果関係について、裁判官が心証が形成することはあり得ないのでしょうか。

ところが、血脈相承のような宗教上の教義にかかわる行為そのものが、立証主題となっている場合には、やや事情が異なります。立証主題たる血脈相承がいかなるものであるかということは、宗教上の秘儀、秘伝に属するとされ、その内容は当事者から主張もされないわけです。したがって、裁判官としては、肝心の立証主題たる血脈相承行為がいかなる内容のものであるかを認識し得ないわけですので、いかに間接事実が積み重ねられたとしても、血脈相承そのものが立証主題であるとしませんと、それについて心証を形成することは不可能であろう、と私は思います。蓮華寺上告審判決以降、昨年あるいは本年に入っていくつかの下級審判決が、同様に「訴えを却下する」という結論を出しておりますが、一連の判決はそのような考え方に基づいているように思いま

す。

もつとも蓮華寺の第一審判決とか、あるいはこれを支持する学説の意図するところは、宗教的教義にかかわる行為としての血脈相承自体ではなく、血脈相承の社会的事実としての側面、すなわち法主の選定行為が立証主題になっているのであって、間接事実によつてその側面の推認ができるということかもしれません。

言い換えれば、蓮華寺の事件で申しますと、団体内において前法主によつて、血脈相承と認められる選定行為がなされたか否かが立証主題であつて、これは血脈相承の取り扱いに關する団体内における間接事実に基づいて推認ができる、というものかもしれません。問題は、適用法規である宗規の解釈にかかることも多いわけですが、宗教上の地位取得の要件事実たる選定行為としては、やはり血脈相承という一つの宗教的行為しか存在しない、これと並んで宗教的儀式としての血脈相承だとか、社会的、歴史的事実としての血脈相承が存在するわけではないように思います。第一審判決や、それを支持する論者が主張される血脈相承の社会的事実としての側面は、結局突き詰めますと、選定行為としての血脈相承そのものではなくて、その存在が団体内において承認されているという事実を意味するのではないかと思います。

そのように考えますと、血脈相承を推認させるとするいくつかの間接事実は、結局選定行為としての血脈相承の事実そのものを推認させるのではなくて、血脈相承の事実が広く団体内で承認されているという事実を推認させる事実と言わざるを得ないと私は考えております。

私は、宗教上の地位取得の前提事実たる血脈相承そのものを立証主題とし、間接事実に基づいてそれを推認するということは、やはり立証の構造上では無理があり、これが蓮華寺上告審判決なども、そういう考え方をとらなかつた理由ではなからうかと思ひます。

このように考えますと、血脈相承という事実が、団体内部で広く承認されているということ、言い換えれば血脈相承の事実の存在について団体内部で自律的決定がなされていること、それが立証主題となっていて、それを間接事実に基づいて推認をするという考え方に行き着かざるを得ないのではないかと思います。問題は、そういう考え方が許されるかどうかということになります。

次に、第五章の「団体の自律権と立証主題の変更」に入りたいと思います。従来からこの種の訴訟については、宗教団体の自律権を尊重すべきことが主張され、私自身もそのような指摘をしたことがございます。実定法上の根拠としては、憲法二〇条、あるいは宗教法人法八五条などが承げられております。この宗教団体の自律権が存在する、あるいは実定法上、それが尊重されているということ自体は異論のないところだと思えますが、問題はそれが訴訟法上、どういう意味を、あるいはどういう効果を持つものであるかということになるかと思えます。

私は、端的に申しますと、宗教団体が持つ自律権を持つ訴訟法上の意味は、立証主題の変更ではないかと考える次第でございます。先に述べましたように、ある法律要件事実について、裁判所が経験則を働かせ得ないという理由に基づいて事実認定が不可能である場合に、通常であれば、その事実立証責任を負う者の不利に、すなわちその事実が存在しなかったものとして、法規の適用が否定されることとなります。しかし、仮に当該事実の存否についての判断が、宗教団体の自律権に属するとされる場合には、当事者は、当該事実自体の立証に代えて、当該事実についての団体の判断内容を立証することが許され、裁判所はその立証をもって、本来の要件事実の立証がなされたものと同じく取り扱うことが許されるのではないのでしょうか。

従来議論の中で、自律権を主張する論者と、これを制限的に解する論者との間で議論の食い違いが起り

ちだったのは、この点を正確に把握していなかったためではないかと私は思います。

たとえば、自律権を強調される論者は、宗教上の地位に関する処分の有効性が訴訟上の争点になった場合について、処分の有効性を主張する側は、処分権限の存在、あるいは処分事由の存在などの要件事実を主張立証する必要はない。これらの事実について団体が自律的決定をなした事実だけを主張立証すればよいとされています。

それに対して、先ほどご紹介した中野博士などの立場では、明渡請求権などの財産上の請求権を宗教団体が主張するような場合には、発生根拠となる宗教団体の内部規範などを法規範として捉え、そこに規定されている要件事実、たとえば処分権限の存在とか、処分事由の存在などを主張立証させることが必要であって、それについて立証責任を果たさなければ、その結果たる判決をすべきである、ということになります。すなわち、中野博士などの立場ですと、あくまでも立証の主題は処分権限の存在や、処分事由の存在という、本来の要件事実であると捉えられているわけです。

それに対して、自律権を強調する側の立場は、立証主題そのものが本来の要件事実から、その事実に関する団体の自律的決定へと変更されていることとなります。この点については、私と同様の指摘を、最近、東京大学の高橋宏志教授が、『宗教団体内部の懲戒処分と裁判所の審判権』という論文を『司法判例リマックス』の一号二〇三頁に発表されております。

そういう意味で立証主題の変更があるわけですが、問題はこのような立証主題の変更が現行法上、正当化されるかどうかということになります。一般の民事訴訟では、立証主題は法規適用の前提としての要件事実によって決定され、法律上の推定など、法律に特別の規定が存在する場合以外はその変更は許されないとされています。法律上の推定については、もちろんいくつかの例があるわけですが、民法一八六条二項は、占有の継続という本

来の立証主題に変えて、占有の開始の時点と最後の時点での占有の事実を主張立証すれば、占有の継続という事実の立証があったものとして扱っております。ですから、法律上の推定規定があるような場合には、そういう意味で立証主題の変更が許されることとなります。

さて、ここで議論している場合につきましては、そのような法律上の推定規定がないわけですが、それにもかかわらず立証主題の変更を認めるということが正当化できるかどうかのポイントになります。

私はこの場合、憲法などの実定法において保証されている信教の自由、あるいは結社の自由等に基づく宗教団体の自律権というものを根拠にして、必要最小限の範囲で、立証主題の変更を認めることが解釈論として可能ではないかと考えます。必要最小限の範囲と申しますのは、ある法律要件事実の存否が、宗教上の教義の解釈そのものにかかわっている場合を指すわけでして、この場合には、憲法の諸規定、あるいは宗教法人法八五条などの規定の趣旨から、本来の要件事実の立証に代えて、当該事実の存否について団体の自律的決定がなされ、それが一定の内容のものであるということを立てることが許されると考えます。

もちろん団体内部で自律的決定がなされたどうかを判断するのは、裁判官の自由心証に委ねられるわけですが、ある事実の存在について、団体内部でほぼ一致した判断が形成されているような場合については、裁判官としては、自律的決定の存在について確信を得られるでありましょうし、団体内部で二派が相拮抗し、当該事実（宗教上の教義に関する事実）についての団体内部の判断が食い違っているような場合には、自律的決定の存在について裁判官が確信を形成するには至らない、ということになろうかと思えます。

以上、懲戒権限の事実が即して私の考えを申し述べさせていたただいたのでございますが、懲戒事由についても基本的には同様でございます。懲戒処分が争点になっている場合に、その効力を前提とする法律上の効

果、たとえば宗教団体内部の地位の喪失などを主張する側は、その効力を発生させる事実について立証責任を負うということになります。その事実として、処分権限、処分事由があるわけですが、立証責任を負担する側が、処分事由に該当する処分対象行為の存在を立証しなければならぬことは言うまでもありません。たとえば、宗規に違反する行動、あるいは言動をなしたことについての立証はしなければいけないかと思えます。

問題は、それが宗規に違反をどうかという点で、これについては処分事由の種類に応じて二つの場合が考えられます。一つは、処分事由が世俗的な非行などの宗教上の教義にかかわらない場合です。もう一つは、宗教上の教義そのものにかかわる場合です。この二つの場合について、宗教団体の自律権を強調する立場を貫くとすれば、いずれの場合であっても立証主題を変更して構わない。すなわち、違反をしたという事実そのものを主張立証させる必要はないのであって、その点について、宗教団体が違反があったという認定をしたという事実の主張立証をもってそれに代えられる、という考え方になるかと思えます。

しかし、私はそれは広すぎると思います。立証主題の変更が許される根拠としては、あくまでもそれが宗教上の教義にかかる事項だからということとして、世俗的な非行などが違反事実として主張されている場合には、通常の主張立証責任の原則に従って処分の効力を主張する側が主張立証すべきであると考えます。しかし、そうでない場合、すなわち、異説を唱えたなどという処分事実が、宗教上の教義にかかる場合には、先ほど処分権限について申しましたのと同様の理由から、宗教団体の自律権を尊重するという現行法体系の下で立証主題の変更を認めて差し支えないのではなからうかと思えます。

この点で、午前中のご報告の中でお話が出ましたが、政党内部での処分をめぐる事件に関する最高裁判決が言っている考え方、すなわち「政党内部の除名処分が法律上の権利、利益を侵害する場合であっても、処分の根拠

となった規範が公序良俗に反するなど、特別の事情がない限り、裁判所の審理の範囲は、その規範に基づいて適正な手続によつて処分がなされたか否かに限定される」と言われておりますが、それは一般論としては、やや自律権を広く認めすぎるのではないだろうかと思ひます。

以上で第六章を終わりますして、第七章の「関連する問題」という点について簡単に申し述べさせていただきます。宗教団体の内部紛争が民事訴訟の場に持ち出されるについては、さまざまな形態があり得ます。これまでのお話で扱った懲戒処分の効力をめぐつて、その効力を主張する側と、無効を主張する側とが、それぞれ有効、無効を前提とした法律上の権利や法律関係を訴訟物とする場合のほかに、「板曼陀羅事件」のように、宗教上の教義に関する解釈をめぐつて、錯誤が主張され、法律上の権利としては、不当利得返還請求権が訴訟物となるという場合もあります。しかし、宗教団体の内部紛争であるからといって、当然に特別の取り扱いがなされるべきではなく、原則としては訴訟物となっている権利を基準として、法律要件事実を決定して、それについて主張立証責任を適用して裁判をすればよいと思ひます。すなわち、錯誤無効を主張する側から錯誤に該当する事実として主張された事実が、宗教上の教義にかかるものであつて、裁判所が証拠調べの結果に経験則を適用して認定することが不可能だという場合には、無効を主張する側が立証責任を果たさなかつたものとみなして主張を排斥すればいいということになります。もちろん、判決の仕方としてそれが訴えの却下になるか請求の喪却になるかという問題はありますが、それはここで触れないでおきます。なぜならばこの場合には、錯誤に該当する事実の存在が、宗教団体内部で自律的に決定されているわけでもありません。したがつて、その自律的決定の有無に立証命題を変更する余地もないからでございます。

宗教団体の内部紛争に関して、一般論として裁判所が中立的立場を維持すべきことは異論がないと思われま

す。しかし、そこでいう中立性は、結果として紛争当事者の一方に有利になる本案判決を、裁判所が避けることによって維持されるものではありません。最近の判例のように、法律上の権利が訴訟物となっているにもかかわらず、訴え却下の訴訟判決を行うことは、多くの論者が指摘するように、裁判を受ける権利を侵害し、問題の解決を自力救済に委ねる結果を招くこととなります。

真の意味での中立性というのは、私が理解するところによりますと、次のような意味ではないかと思えます。すなわち、訴訟物たる権利義務について適用されるべき法規を定め、その発生要件事実を証拠と経験則に基づいて判断する。その立証が不十分であれば立証責任の原則に従って法規の適用を否定する。ただし、宗教上の教義に関する事項のように、実定法体系全体から見、宗教団体の自律権が認められ、その結果として立証主題の変更が正当化されるような場合に限っては、変更された立証主題について、主張立証を許し、その結果として法適用の可否を判断すべきであると思えます。

このように適正な事実認定に基づいて法規を適用することこそが裁判所の中立性を意味するものであって、事件の背景や事情などに必要以上とらわれて本案の判断を回避することは、必ずしも適切ではないというのが私の感想ということになります。内容について、いろいろ問題点もあったかと存じますが、後ほど会場の諸先生方のご批判を仰ぎたいと思います。どうも長い間、ご静聴ありがとうございました。